

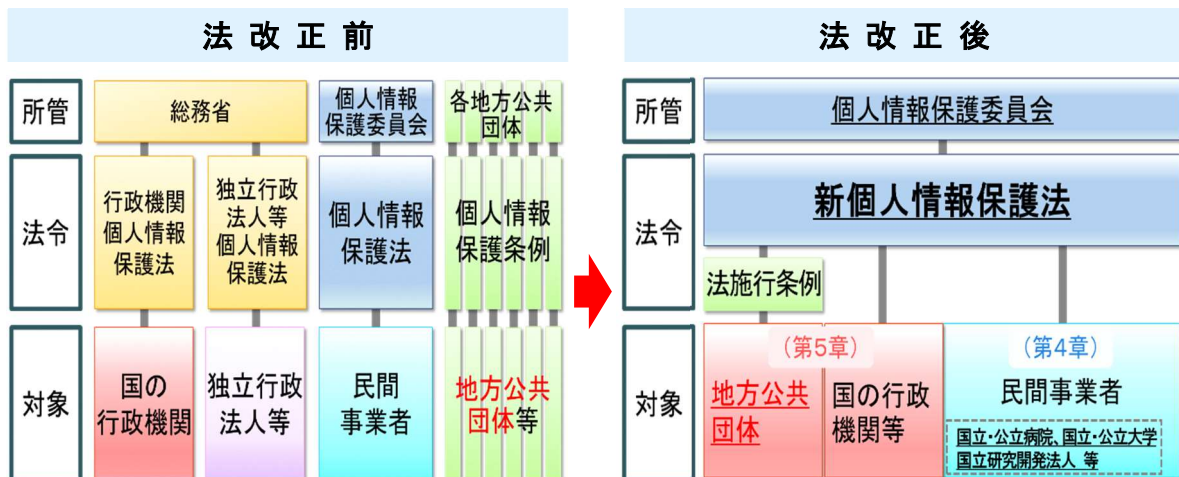
「墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例」の骨子（案）について

1 趣旨

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を目的として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正された。

この改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等においてそれぞれ分かれていた個人情報保護に関する規律が、改正後の法に統合され、全国的な共通ルールとなるとともに、国の個人情報保護委員会が、当該規律について一元的に解釈・運用を担い、個人情報の取扱いを監視・監督することとなった。

令和5年4月1日からは、墨田区にも法の規定が直接適用されることになるため、現行の「墨田区個人情報保護条例」を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定める「墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定し、法の趣旨にのっとり、引き続き適切な個人情報の保護に努めていく。



2 検討経過

令和4年7月15日	諮問「個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について」 ※ 区長から墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会へ
令和4年7月27日	第1回運営審議会 検討課題の審議
令和4年8月19日	第2回運営審議会 検討課題の審議
令和4年9月16日	第3回運営審議会 答申案の審議
令和4年10月5日	答申「個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について」 ※ 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会から区長へ

3 条例の骨子（案）

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の答申を踏まえ、別紙のとおりとする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月8日～令和5年1月6日	パブリック・コメント募集
令和5年1月中旬	パブリック・コメント結果公表
令和5年2月	区議会に条例案提出
令和5年4月1日	条例施行

「墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例」の骨子（案）

■条例に規定する主な事項

規 定 内 容	説 明
<p>1 趣旨</p> <p>この条例は、法の施行に関し必要な事項（法で委任された事項及び条例で定めることが許容される事項）を定める。</p>	<p>法、政令、個人情報保護委員会規則で定められている事項と重複するものや趣旨に反するものは、条例で定めることができない。</p>
<p>2 定義</p> <p>法が適用される地方公共団体の機関（以下「実施機関」という。）は、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員とする。</p>	<p>現行条例で実施機関に含まれている議会は、法が適用される地方公共団体の機関から除外されており、原則として法の適用を受けない。議会において、法の規定に沿った独自の個人情報保護条例を新たに制定する。</p>
<p>3 個人情報ファイルの保有に関する事前の届出</p>	
<p>実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、所定の事項を個人情報ファイル簿管理者へ届け出なければならない。</p>	<p>現行の取扱いを維持する。</p>
<p>4 利用目的以外の目的のための利用又は提供に係る記録</p>	
<p>実施機関が利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、所定の事項を記録しなければならない。</p>	<p>現行の取扱いを維持する。</p>
<p>5 開示請求に係る手数料及び費用負担</p>	
<p>(1) 手数料 自己情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。</p>	<p>現行の取扱いを維持する。</p>
<p>(2) 実費負担 開示の方法が写しの交付の場合、これに要する費用（作成及び送付に要する費用）は、開示請求者の負担とする。</p>	
<p>6 開示決定等の期限</p>	
<p>(1) 開示請求に係る開示決定等を行う期限 開示請求を受けた実施機関は、開示請求があった日から14日以内（法の規定では30日以内）に開示決定等を行わなければならない。</p>	<p>現行の取扱いを維持する。</p>
<p>(2) 期限の延長 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(1)の期間を30日以内（法の規定と同じ）に限り延長することができる。</p>	<p>法の規定と同じ内容であるが、(1)の期間を条例で短縮するため、当該期間を延長する(2)の期間についても改めて条例で規定する。延長後の決定期限は、(1)の14日に(2)の30日を加えて最長44日以内となり、現行の取扱い（60日以内）より短縮される。</p>

<p>(3) 期限の特例</p> <p>開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、(2)の延長を行ったとしても、当該期間内（44日以内）にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該期間内に相当の部分の開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。</p>	<p>期限の特例は、法で規定された新たな取扱いとなる。(1)の期間の短縮により、特例延長を適用できる場合が、法で規定する「60日以内に開示決定等ができないとき」から「44日以内に開示決定等ができないとき」に変わるため、改めて条例で規定する。</p>
<p>7 訂正請求権及び利用停止請求権</p>	
<p>自己情報の訂正請求及び利用停止請求については、法で定める「法による開示決定又は他の法令の規定により開示を受けた保有個人情報」に加え、「実施機関からの通知により知ることとなった保有個人情報」に対しても行うことができる。</p>	<p>現行の取扱いを維持する。</p>
<p>8 指定管理者に係る特例</p>	
<p>公の施設の管理を行う指定管理者が個人情報を取り扱う場合において、当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）は、開示請求（当該指定管理者が行う公の施設の管理業務に係るものについて、指定実施機関へ請求されたものに限る。）に応じるときその他指定管理者の個人情報の取扱いについて確認する必要があると認めるときは、当該指定管理者が保有する個人データの全部又は一部の提供を求めることができる。</p>	<p>法に基づく取扱い（指定管理者に対する開示請求）に加えて、現行の取扱い（指定実施機関に対する開示請求）についても維持する。</p>
<p>9 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会への諮問</p>	
<p>次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会に諮問することができる。</p> <p>(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合</p> <p>(2) 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために講じる措置の基準を定め、又はこれを変更しようとする場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に規定する場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関し、法及びこの条例の運用上の細則を定め、又はこれを変更しようとする場合</p>	<p>法の規律と解釈の一元化という法改正の趣旨から、現行条例に基づき行ってきた個別事案に係る個人情報の例外的な取扱い（目的外利用、外部提供等）については、今後は運営審議会には諮問を行うことができない。利用及び提供の制限について定める法第69条の規定に基づき、実施機関が判断する。</p> <p>なお、個別事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には、専門性を有する国の個人情報保護委員会に助言を求めることができる。</p>
<p>10 運用状況の公表</p>	
<p>区長は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、運営審議会に報告するとともに、公表しなければならない。</p>	<p>現行の取扱いを維持する。</p>

1 1 施行期日	
令和5年4月1日	法の地方公共団体に係る規定の施行期日と同一とする。
1 2 その他	
(1) 墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）は、廃止する。 (2) 現行条例の廃止に伴い、現行条例の規定の適用関係に関する経過措置を設ける。 (3) 関連条例について、所要の規定整備を行う。	付則において規定する。

■条例に規定しない事項

内 容	説 明
1 条例要配慮個人情報	
<p>法で定める「要配慮個人情報」のほかに、地域の特性その他の事情に応じて、条例で「条例要配慮個人情報」を定めることができる。</p> <p>※ 要配慮個人情報…本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報</p>	<p>現行条例における収集禁止事項は、法における要配慮個人情報に含まれており、条例要配慮個人情報を条例で規定した場合でも、法に定めるルールを超えて取得の禁止、提供の制限等の独自ルールを条例で設けることは許容されていないため、規定しない。</p>
2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	
<p>行政機関の長等は、当該行政機関の保有個人情報を加工して作成する「行政機関等匿名加工情報」を事業に利用しようとする者からの提案を定期的に募集すること、提案があったときは審査し、基準に適合すると認める場合は、利用契約を締結の上、「行政機関等匿名加工情報」を作成し、提供することが法で定められている。</p> <p>なお、「行政機関等匿名加工情報」の利用に関する契約を締結する際の手数料については、条例で定めることとなっている。</p> <p>※ 行政機関等匿名加工情報…行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの</p>	<p>「行政機関等匿名加工情報」の提案の募集は、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、任意とされている。</p> <p>国、他の地方公共団体での運用実績が蓄積されてから改めて導入に向けた検討を行うこととするため、現時点では規定しない。</p>
3 情報公開請求の非公開情報との整合を図る規定	
<p>法における自己情報の開示請求の不開示情報については、条例で定めるところにより、地方公共団体の情報公開条例における非公開情報との整合を図ることができる。</p>	<p>法に規定する不開示情報と、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）に定める非公開情報とを比較し、整合を図る必要があるものは認められないため、規定しない。</p>